

令和7年度県民等参画促進事業委託業務の企画提案に係る募集について

次のとおり企画提案書を募集するので、公告します。

令和7年5月13日

沖縄県知事 玉城 康裕

1. 募集する企画提案書の要旨

令和元年の首里城火災を受け、県では、首里城復興基本計画を策定し、首里城復元はもとよりその象徴される歴史・文化の継承に取り組んでおり、その推進にあたっては国内外の首里城への思いを持つ方々との連携・協働を図ることとしている。

本事業は、県民等の首里城復興への参画機会創出に係る取組及び情報発信の支援等の実施により、首里城復興基本計画の着実な推進を図ることを目的とした「令和7年度県民等参画促進事業委託業務」について、企画提案書を募集します。

2. 応募資格

次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

(注)地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

(2) 会社更生法（昭和14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てをした者にあつては更生計画の認可がされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者ではないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体ではないこと。

(4) 役員等（法人の場合は、役員及び経営に事実上参加している者、法人格のない団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいう。以下同じ。）が、暴力団等の利益となる活動を行う団体ではないこと。

(5) 過去5年間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）、地方公共団体又は公共的団体（※地方自治法第157条に規定される「公共的団体」）の情報発信やイベント運営業務を複数回受託し完了した実績があること。

(6) 本委託業務に従事する正・副計2名以上の担当者を割り当てること。従事する正・副の担当者は、過去5年間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）、地方公共団体又は公共的団体（※地方自治法第157条に規定される「公共的団体」）の情報発信やイベント運営業務を複数回担当し完了した実績があること。

(7) 当該業務の見積額が契約限度額以内であること。

(8) 応募は単独に限らず共同企業体でも可とする。単独で応募する場合は沖縄県内に本店又は支店を有する法人であること。共同企業体で応募する場合は、共同企業体の代表は沖縄県内に本店又は支店を有する法人であること。

共同企業体の場合の要件は以下のとおりとする

① 共同企業体を代表する事業者が応募を行う。

- ② 共同企業体を構成する全ての構成員が（１）～（４）の要件を満たす者であること。
- ③ 共同企業体の代表構成員が（５）の要件を満たす者であること。
- ④ 共同企業体を構成する事業者全体で（６）の要件を満たす者であること。

3. 企画提案書等の内容

「令和7年度県民等参画促進事業委託業務の企画提案に係る募集要項」及び「令和7年度県民等参画促進事業委託業務仕様書」（沖縄県土木建築部首里城復興課ホームページに掲載）を参照すること。

4. 主なスケジュール

- | | | | |
|------------------|--------------|-------|--------------------|
| (1) 企画提案への参加申込期限 | 令和7年5月27日（火） | 17:00 | |
| (2) 一次審査結果通知 | 令和7年5月30日（金） | | （予定） |
| (3) 企画提案書提出期限 | 令和7年6月6日（金） | 17:00 | |
| (4) 企画提案選定委員会 | 令和7年6月11日（水） | | （予定） |
| (5) 審査結果の通知 | 令和7年6月13日（金） | | （予定） 応募者あて最上位者名を通知 |
| (6) 委託契約 | 令和7年6月3週目 | | （予定） |

5. 連絡先

沖縄県土木建築部首里城復興課 企画班 外間
〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2
TEL : 098-943-0140 FAX : 098-862-3825
e-mail : aa068501@pref.okinawa.lg.jp